

平成29年第6回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月25日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	12月25日 午前10時00分		
	閉 会	12月25日 午前10時22分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	上 原 祐 希	3	與那嶺 透
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	嶺 井 雄 二			

平成29年第6回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成29年12月25日（月曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第58号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
4	報告第9号	専決処分の報告について	報 告
5	決議第8号	米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓 落下事故に関する抗議決議	説明・質疑 討論・採決
6	意見書第8号	米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓 落下事故に関する意見書	説明・質疑 討論・採決

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成29年第6回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 上原祐希議員及び3番 與那嶺 透議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第58号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 おはようございます。議案の説明をさせていただきます。

議案第58号

工事請負契約について

幼保連携一体化施設造成工事について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|------------|---|
| 1, 契約の目的 | 幼保連携一体化施設造成工事 |
| 2, 原契約の金額 | 48,600,000円 |
| 3, 変更契約の金額 | 9,460,800円 |
| 4, 契約の相手方 | 今帰仁村字越地284番地
有限会社 丸島建設
代表取締役 島袋松男 |

平成29年12月25日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

提案理由

幼保連携一体化施設造成工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

契約書については、添付しておりますので、ご参照ください。

○ **東恩納寛政 議長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番與儀常次議員。

○ **1 番 與儀常次 議員** 議案第58号 工事請負契約について、質疑いたします。

この契約の金額の4,860万円ありますけれども、提案理由には幼保連携一体化施設造成工事の請負契約の締結とありますけれども、これは前にあったお家も解体までも含めての造成ですか。解体は別ですか。造成だけとなるのか、解体まで含めて一式という形ですか。

○ **東恩納寛政 議長** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **宮里 晃 幼保連携推進室長** ただいま1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

現在の現契約につきましては、幼保連携一体化施設の造成の部分の工事の費用となっております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。

5 番與那勝治議員。

○ **5 番 與那勝治 議員** 議案第58号について、質疑いたします。

ただいま造成部分の費用ということでありましたけれども、もう少し具体的に変更契約の中身ですね。工事の中身について、説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **宮里 晃 幼保連携推進室長** ただいま5番與那勝治議員の質疑について、ご説明いたします。

今回の変更内容につきましては、造成部分の予算残額、また委託料等の予算残額を組み替えし、今年度、次年度で行う外構工事を先に今年度で行いたいという内容であります。その内容につきましては、東側の新設駐車場の排水設備、また園庭の雨水、排水処理のための排水設備、また新設駐車場、東側の駐車場の整備に伴う、縁石の新設などが挙げられます。

それ以外にもグラウンド側のL型擁壁の新設等も行う予定で、その土工等についても含めて、その費用に含めております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 5 番與那勝治議員。

○ **5 番 與那勝治 議員** 次年度の予定を今年度に持っていくと。これは業者側からの提案だったのか、説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **宮里 晃 幼保連携推進室長** ただいまの質疑について、ご説明します。

今回の費用の提案に関しましては、行政側からの先取り工事ができないかというところで調整を行い、工期等も調整を含めて、業者と内容調整した後に、こちらから提案という形になっております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 5 番與那勝治議員。

○ **5 番 與那勝治 議員** 行政側からということでありました。いろんな建設現場とか、工事現場を見てもみると、やはりいっぱいいっぱいになっていて、次年度にもう少し、しっかりとした工事を行ってもよかったのかなという考えもありますが、そこで整備スケジュールを、改めて確認したいと思いますけれど

も、当初平成29年度で造成とか組まれていると思います。開園が1年延期を決定しています。この延期決定したことよっての整備スケジュールですね。これ変更があるかどうか、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時07分)

宮里 晃 幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑について、説明します。

今回の変更が延期に影響があるということはありません。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時08分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第58号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第58号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「報告第9号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成29年12月25日提出

今帰仁村長 喜屋武 治樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名 運天漁港泊地及び航路浚渫工事

議決された契約の金額 80,568,000円

専決処分した契約の金額 3,207,600円

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成29年12月20日

今帰仁村長 喜屋武 治樹

変更契約書については、添付してございますので、ご参照ください。

○ 東恩納寛政 議長 日程第5. 「決議第8号 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議」を議題といたします。

本件について提案者の説明を求めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 皆さん、おはようございます。

決議第8号

平成29年12月25日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者	與那嶺	透
賛成者	與儀	常次
〃	島袋	誠
〃	上原	祐希
〃	與那	勝治
〃	吉田	清尊
〃	玉城	みちよ

賛成者 與那嶺 好 和
" 山 城 太
" 座間味 薫

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への
窓落下事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への
窓落下事故に関する抗議決議

去る12月13日午前10時9分ごろ、米軍普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターのコックピットの窓が、児童54人が体育の授業を受けている普天間第二小学校のグラウンドに落下し、4年生の男児1人が落下の風圧で飛んできた小石に当たり打撲傷を負うといった重大事故が発生した。

落下した窓は四方約90センチ、重さ約7.7キログラムで、窓枠は金属製でできており、一步間違えば人命に関わる深刻な事故であり、未来を担う子ども達が1日の多くを過ごす安全であるべき学校施設に落下した事故に、児童や保護者、学校関係者に強い衝撃と恐怖を与えた。

また、去る12月7日には、同型ヘリコプターのものと同様にみられるプラスチック製の円筒の部品が、宜野湾市野嵩にある緑ヶ丘保育園の園児約30人が遊ぶ園庭のすぐ隣のトタン屋根の上に落下したとみられており、立て続けに発生した重大事故に、園児や児童、その保護者をはじめ、学校関係者や地域住民には不安と怒りが大きく広がっている。

街の中心に「世界一危険」といわれる普天間基地を抱え、常に命の危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている宜野湾市民をはじめ県民の米軍に対する不信感は頂点に達している。このような中で、事故からわずか6日で同型機の飛行再開を強行したことは極めて遺憾である。

本村議会は、これまでも相次ぐ米軍機の事故やトラブル等に対し、原因究明と再発防止策の徹底を再三再四強く申し入れているにも関わらず、効果のある防止策が講じられることなく、またしてもこのような重大事故が起きたことに対し、激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は、県民の生命・財産、安全・安心な生活を守る立場から、今回のCH53E大型ヘリコプターの窓落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること
- 2 実効性のある再発防止策を講じ、その実効性が確保されるまで同型機の飛行を一切中止すること

- 3 保育園、学校、病院、住宅などの民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること
 - 4 政府が約束したとする普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を図ること
 - 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと
- 以上、決議する。

平成29年12月25日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事

- 東恩納寛政 議長 「決議第8号 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第8号 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、「決議第8号 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「意見書第8号 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書」を議題といたします。

本件について提案者の説明を求めます。3番與那嶺 透議員。

- 3番 與那嶺 透 議員

意見書第8号

平成29年12月25日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政 殿

提出者 與那嶺 透

賛成者	與儀常次
〃	島袋誠
〃	上原祐希
〃	與那勝治
〃	吉田清尊
〃	玉城みちよ
〃	與那嶺好和
〃	山城太
〃	座間味薫

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への
窓落下事故に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への
窓落下事故に関する意見書

去る12月13日午前10時9分ごろ、米軍普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターのコックピットの窓が、児童54人が体育の授業を受けている普天間第二小学校のグラウンドに落下し、4年生の男児1人が落下の風圧で飛んできた小石に当たり打撲傷を負うといった重大事故が発生した。

落下した窓は四方約90センチ、重さ約7.7キログラムで、窓枠は金属製できており、一步間違えば人命に関わる深刻な事故であり、未来を担う子ども達が1日の多くを過ごす安全であるべき学校施設に落下した事故に、児童や保護者、学校関係者に強い衝撃と恐怖を与えた。

また、去る12月7日には、同型ヘリコプターのものと思われるプラスチック製の円筒の部品が、宜野湾市野嵩にある緑ヶ丘保育園の園児約30人が遊ぶ園庭のすぐ隣のトタン屋根の上に落下したとみられており、立て続けに発生した重大事故に、園児や児童、その保護者をはじめ、学校関係者や地域住民には不安と怒りが大きく広がっている。

街の中心に「世界一危険」といわれる普天間基地を抱え、常に命の危険と隣り合わせの生活を余儀なくされている宜野湾市民をはじめ県民の米軍に対する不信感は頂点に達している。このような中で、事故からわずか6日で同型機の飛行再開を強行したことは極めて遺憾である。

本村議会は、これまでも相次ぐ米軍機の事故やトラブル等に対し、原因究明と再発防止策の徹底を再三再四強く申し入れているにも関わらず、効果のある防止策が講じられることなく、またしてもこのような重大事故が起きたことに対し、激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は、県民の生命・財産、安全・安心な生活を守る立場から、今回のCH53E大型ヘリ

コプターの窓落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること
- 2 実効性のある再発防止策を講じ、その実効性が確保されるまで同型機の飛行を一切中止するよう求めること
- 3 保育園、学校、病院、住宅などの民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること
- 4 政府が約束した普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を図ること
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月25日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長

○ **東恩納寛政 議長** 「意見書第8号 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第8号 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「異議なし」と認めます。

したがって、「意見書第8号 米軍CH53E大型輸送ヘリコプターから普天間第二小学校への窓落下事故に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第6回今帰仁村議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 午前10時22分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 上 原 祐 希

署名議員 與那嶺 透